

むろらん



# 市政だより

昭和52年

6月 / 15日

No. 414



市政だよりは早目にお読み下さい。

おじさんいつもありがとう

## 交通指導員を委嘱

市では、交通安全を推進するために、次の四十五人のみなさんを交通指導員に委嘱しました。

この交通指導員のみなさんは、ボランティア活動で街頭に立ち、市民の皆さんに交通事故防止を呼びかけるとともに交通指導を行っています。

市民の皆さんのご協力で交通事故のない明るい街づくりをしましょう。

〈交通指導員の氏名〉 敬称略

### ▽蘭西地区

大松栄二、大滝雄治、宮下三吉、本堂明、平山道雄、吉原信子、佐藤悦朗、田中武庸、山田良一、阿部昌介、寺島敏夫、金沢孝治、鳩之喜、奥山雄四郎、加藤英明

### ▽蘭中地区

清水頭妙、渡辺三郎、寺本清初、大田昭一、高橋正

### ▽蘭東地区

堀井才治、小山正太郎、大西兼松、井上新一、渋谷長左エ門、藤田昭夫、早坂良明、宮本純義、小本広治、大隅光市、岡本登、今橋清茂、佐竹松男、鎌田肇、堀勢喜雄、渡辺敬蔵、鶴谷哲蔵、川野勝男

### ▽蘭北地区

加藤正司、前田又三郎、越智勝、横山正己、森栄吉、山之内留三、木津谷国雄

守る緑からつくる緑へ  
道内ではじめて

## 民間グリーン作戦第一弾

### 絵鞆町会と

# 緑化協定



協定書締結 5月25日

さる五月二十五日、室蘭市は絵鞆町緑化協定運営委員会(委員長 高橋寛氏)と、道内で初の緑化協定を締結しました。

この協定は、昨年十二月に制定されました室蘭市緑化条例に基づいて、絵鞆町の全域と、祝津町の一部地域の緑化協定区域の緑地の保全と、緑化の推進のため、この区域の権利者全員の合意により、このたびの調印となったものです。

絵鞆町は室蘭発祥の地でもあり澄んだ海と大黒島、絵鞆岬の樹林が調和する風光明媚な地域ですが昭和四十五年に着手された絵鞆町土地区画整理事業によって、近代的な住宅地に生まれ変わりました。周囲の恵まれた自然環境のこの住宅地に、昔ながらの緑を復活さ

せようと、この地域の住民が話し合い、絵鞆町会(町会長青木春雄氏)が主体となり、町会の主要事業に緑化推進事業をとり入れ、五十二年度から実施することになったものです。町会では、緑化推進事業の性格から考え、住民のみで実施するより、市と一体となつて行うことが、一層効果が期待されるので、折から制定されていた室蘭市緑化条例第九条の「緑化協定」の条項を検討し、町会の総会で討議し、権利者を代表する絵鞆町緑化協定運営委員会を発足させ、この地域の緑化推進事業を担当するようになりました。

緑化協定の内容は、協定区域を明確にし、緑化に関する基準、協定期間、協定の廃止、変更の方法、市の援助等が主な項目として盛り込まれております。

緑化協定の有効期間は協定締結の日より十年ですが、協定者間で特に異議がない場合は、さらに十年延長することとなっております。この間、この地域の権利者は、協定区域に十分生育できる樹種を用いて、権利者の庭、空地等に十平方メートル以上一本以上の樹木を植えることと、なるべくブロック塀をつくらずに、生垣をつくること、さらに管理については、権利者の責任において必要なことを行うこととしております。

また禁止条項として、協定により植えられた樹木の伐採、持ち出し等又、万が一枯れた場合は、絵鞆町緑化協定運営委員会が同等の樹種



豊かな緑を 絵鞆町

を補植することにしております。

このため、委員会では協定区域内にある町会所有地を苗畑とし、苗木の育成にも努めることになっております。

市の助成は、絵鞆町緑化協定運営委員会の申し出により、毎年援助の内容を協議し、予算の範囲内で実施することにしております。

今年度の事業として、市では市の木ナナカマド七百五十本、クロマツ一千五百本の苗木を交付することとし、五百五十世帯の全世帯に三本ずつ行きわたるようにしているほか、苗畑にも助成するようにしております。

このほか、現地における維持管理についての講習会の開催や、生垣の見本、モデル地の造成等を行うこととしております。

現在、市内の町内会、自治会は百七十ありますが、多くの町会が緑化を事業として採り上げられ、市民総ぐるみで緑化推進が計られるよう努力したいものです。

これに關してのお問合せ、ご相談は、都市計画課緑化係(電話 一一一内線五三六)まで。

### 緑化条例とは

室蘭市緑化条例は、緑豊かな室蘭のまちづくりを進めるため、市と市民が一体となって取り組む姿勢を明確にしたものです。この条例のなかで、市が市民の協力を求めつつ緑地の保全や、緑化の推進を行おうとする条項は、第六条の宅地造成等に伴う市との協議、第八条の工場等の緑化、第十条の市民の喜びを記念する市民記念植樹の指定、第十九条の緑化協力員の委嘱等、多くの事業項目がありますが、なかでも第九条の緑化協定の条項は、この条例の目的とする市と市民が一体となって緑化推進にあたる姿勢をより強く現わしているものです。

この第九条の緑化協定の条項は、一定区域内の緑化を推進するため区域内の権利者(所有権者、借地権者等)全員の合意により、緑化に關して市と協定できる旨を定めております。協定に定める事項は、協定区域、緑化推進に関する基準、協定の有効期間、協定の内容変更や廃止の方法、協定の効力(義務の継承)等が主なものとなっております。市ではこの協定に基づき協定を実施する時、市は助言や援助をすることにしております。

# 7月10日参議院議員通常選挙

七月十日は「参議院議員通常選挙」の投票日です。議員の任期は六年、日本と世界の将来に決定的な重要性をもつといわれる七十年代後半から八十年代前半にかけて国会議員として国政に参画する人達を選ぶ日です。私たち国民にとって極めて大切な一票の行使です。棄権することなく全員もれなく投票しましょう。



## 投票できる方

今回の選挙は、次の方が投票できます。

- 一、昭和五十二年三月十五日までに宝蘭市に転入届をした方
- 二、昭和三十三年七月十一日まで生まれ、

市内転居：

## 不在者投票

投票日に、やむをえない用務で出張したり、旅行する方、又は出産予定の方は、不在者投票ができます。

不在者投票は、七月九日午後五時まで市選挙事務局(市役所二階)でできますので、印鑑と入場券を持っておいで下さい。

なお、本年三月十六日以後に、宝蘭市に転入の手続きをされた方は、宝蘭市で投票することはできません。このような方は、前住所地の不在者投票ができますので、早めに前住所地の選挙事務局に請求して下さい。用紙は、市選挙事務局、各地区サービスセンターの窓口にあります。

## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるため、投票所に行つて投票することが困難な方は、自宅において投票することができます。

郵便による不在者投票を必要とされる方は、身障者手帳等を添えて郵便投票証明書の交付を申請して下さい。申請書は、選挙事務局、

各地区サービスセンターにあります。

## 代理投票

自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所でそのことを申し出ると代筆いたします。

## 無効投票

投票用紙に、候補者を二名以上書いたり、氏名のはかのことを書くこと、無効投票になりますので候補者一名の氏名を書いて下さい。また、全国区と地方区用の紙を取り違えますと、これも無効となりますので、十分注意して下さい。

## 立会演説会

6月24日 文化センター

参議院地方選出議員選挙の立会演説会が、六月二十四日(金)午後六時から文化センターで行われます。

候補者の人物、経歴、政見などを知らせるための機会ですので、多数ご参集下さい。なお、当日は手話通訳者を置きますので、聴力障害の方もご参集下さい。

## 投票区・投票所の変更

一、前回まで、港北中学校で投票していた方は、次のように変更になります。

- 二、港北町一丁目、二丁目、三丁目及び高平町のうち雇用促進事業団アパートと通称南高平町の区域に住んでいる方——高平小学校
- 三、本輪西町一丁目、二丁目及び幌前町のうち通称中幌前町の区域に住んでいる方——本輪西地区サービスセンター

投票所へ出かける時には、入場券でもう一度投票所を確かめて下さい。

## 開票

開票は、七月十一日(月)午前八時から市体育館で行われます。

## お問合せは

参議院議員通常選挙についての  
お問合せは、宝蘭市選挙管理委員会事務局(市役所二階) 211-111  
におたずね下さい。

## 第11回参議院議員通常選挙

投票日 7月10日  
投票時間 午前7時から午後6時まで

# 国民年金保険料を 納められない方は 免除手続きを

収入が少ない、病人が多い、子供が多いため生活が苦しいなどさまざまな事情により、国民年金保険料を納めることができない方は、保険料の免除の手続きをして下さい  
国民年金は「国民の誰でもが老後を幸せに」という願いからつくられた年金制度です。

## 今月は保険料の納期です 忘れずに納めましょう



これは、毎年一定の保険料を納めて老後や万一の事故に備えるという社会保険の方法をとっているため、保険料を納めなければ、不幸にしてケガをした時の障害年金や、ご主人を亡くした時の母子年金はもちろん、満六十五才からの老令年金も受けとることができません。また、たとえ生活が苦しいから

といて、保険料を滞納したまま放っておくと、せっかくあなたが将来に備えて加入したこの制度もむだになってしまいます。強制加入の方で、どうしても保険料を納めることができないときは、市役所国民年金係に印鑑持参のうえ申し出下さい。事情により一定期間保険料が免除されますが五十二年度一年分については、七月三十日まで申し出願います。保険料が免除された期間は、納めた期間に比較し、年金額が三分の一となりますが、資格の期間として、同じ取扱いになりますので

万一の場合にも年金をもらうことができます。保険料が納められないからといって放っておくと、資格期間として認められませんので、必ず免除の手続きをするようにして下さい

**老人医療費受給者証の更新をして下さい**

現在使用しております「老人医療費受給者証」は六月三十日で有効期限が切れますので使用できなくなります。七月一日から使用する新しい「受給者証」は各家庭に郵送いたしますが、もし月末までに届かない場合は、保険年金課医療給付係(☎011-211-内線四八七)にご連絡下さい。

なお、住所変更、市外転出、保険変更された方は、至急印かんを持参の上変更届の手続きを済ませて下さい。手続きは、保険年金課医療給付係(市役所一階)まで。

ずるために、次により「精神薄弱者の巡回相談・判定会」を実施します。

又、まだ療育手帳の交付を受けていない方もおられることと思いますので、この機会をぜひご利用下さい。

▽日時 七月十二日(火)  
七月十三日(水)  
いずれも九時～十五時

▽会場 文化センター(二階)

▽申込先 書類作成等のこともありますので、直接市福祉事務所福祉課においで下さい。

※なお、くわしいことは、福祉課福祉係(☎011-211、内線四六三)まで。

合唱部、ライオンズクラブ少年少女合唱団、ポアロシニョール室工大グリークラブ、さざなみコーラス、マンドリンアンサンブル、新日鉄ギターアンサンブル、ギター合奏団

▽入場料 二百円

※入場券は、文化センター、市民会館、十字屋、太陽堂でお求め下さい。

**八ミリ・十六ミリ  
映写機等操作講習会**

6月28、29、30日

市教育委員会では、次の日程で八ミリ、十六ミリ映写機等視聴覚機器の操作講習会を開きます。この講習会を受講した方には、許可証を交付し、いつでも気軽に教材、教具を利用できます。

受講希望の方は、社会教育課(〇五一栄町二一―十九☎09四〇五)まで、電話又はハガキに、住所、氏名、年令を明記の上、申込み下さい。

なお、先着三十人でしめきります。

▽日時 六月二十八、二十九、三十日(三日間)  
十八時～二十一時

▽会場 文化センター中会議室

### 精神薄弱者巡回

### 相談・判定会

市では、北海道精神薄弱者更生相談所の協力を得て、成人(満十八才以上)を対象とした精神薄弱者について、無料で診断、判定、治療等の相談及び助言、指導を行います。これらの人々に、適切な保護と自立更生意欲の向上を図ることにより、速やかに必要な措置を講

〈出演団体〉

- ・二十五日(土)
  - 室蘭混声合唱団、伊達高音楽部
  - シルバーH・G、清水ヶ丘高合唱部、フロイデ合唱団、室商マンドリンクラブ、室東高マンドリンクラブ、室工大クラシックギタークラブ、ホット・ウィンド、室大谷高吹奏楽部
- ・二十六日(日)
  - 絃楽合奏団、カトリック女子高

### 人権擁護委員に館山・石堂両氏を推せん

五月をもって任期満了となる本市人権擁護委員館山彰氏、石

堂純次氏の後任委員について、両氏を推せんすることで、五月二十五日開かれた第二回市議会臨時会で承認を得ましたので、法務大臣に推せんの手続きをしました。

### 市民法律相談

▽6月25日、7月9日  
▽申込みは、広報広聴課市民相談室(☎011-211)



# 健康管理に役立つメモ

## テレフォンサービス

23局 5151番

7月放送分

市では、みなさまの健康管理に役立てていただくため、毎日テレフォンサービスをしています。

「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理のお手伝いをしますので、ぜひ、ダイヤルして下さい。

### 〈内容と時間〉

平日 十五時～翌朝九時

土、日、祭日 一昼夜

月、火曜日

乳幼児の健康メモ

水、木、金曜日

大人の健康メモ

土、日曜日

栄養、その他全般のメモ

「保健衛生一口メモ」の七月の

テーマ(予定)をお知らせします

▽一日(金)

ノドに異物が入ったら

▽二日(土)、三日(日)

女性に多い鉄分不足

▽四日(月)、五日(火)

百日母乳のすすめ

▽六日(水)、七日(木)

八日(金)

甘くみでは危険(血尿)

▽九日(土)、十日(日)

腰痛の予防

▽十一日(月)、十二日(火)

一歳からの衣料プラン

▽十三日(水)、十四日(木)

十五日(金)

子宮ガン：毎年忘れずに検診を  
▽十六日(土)、十七日(日)  
脚気復活のきざし  
▽十八日(月)、十九日(火)  
子供と帽子  
▽二十日(水)、二十一日(木)

二十三日(土)、二十四日(日)

脳卒中の前ぶれ

▽二十五日(月)、二十六日(火)

痔：不摂生が何より悪い

▽二十七日(水)、二十八日(木)

虫歯をなくす

▽二十九日(金)

産後の月経

▽三十日(土)、三十一日(日)

赤ちゃん連れの旅行

赤ちゃんと連れの旅行

※なお、平日の九時から十五時まで  
では、「みんなの健康」を放送し  
ていますのでご利用下さい。

# 市消費者相談室

## 相談事例から

### 裁ちまちがいの和服(つけ下げ)について

#### 〈相談内容〉

昭和五十一年九月、苫小牧市のM商事が室蘭市で行った和服の展示即売会で表地、胴裏、八掛けを含め十万八百円の「つけ下げ」を購入しました。

一カ月後に仕立て上がってきましたが、お正月まで着る機会がなく、縫目の模様が十センチもかけ違っていて「つけ下げ」として値打ちのないものとも知らず、契約書通り月々一万四千円ずつ、四カ月支払っていました。その後不良品とわかって交渉しましたが取り合ってもらえず、何度か話し合いの末、帯と共に五万円で引き取るというのですが、帯を入れると十六万円の品を十一万円も損をしてまで返品する気はありません。何とかならないものでしょうか。

#### 〈処理経過〉

一、M商事への問合せ  
M商事に対し、相談内容を連絡したところ、同社のS氏の来室があり、相談者との交渉の過程で誠意の足りなかつた点を認め、改めてこの件についての同社としての見解をまとめるため、苦情品の持ち帰りを希望したため相談者の了解を得てこれを認めました。

#### 二、M商事の見解

「つけ下げ」としての不良品であることは認めるが、できること

なら苦情品は当方で引き取り、別の商品を代替として仕立てることです承してほしい。

三、相談者の意見

「つけ下げ」を着るのは初めてで、不良品とは知らずに袖通して出席した席上で指摘され、非常に恥かしい思いをした。M商事との交渉の過程でも誠意ある回答が得られなかつたので、支払いを中止したところいやがらせやトラブルが重なり、迷惑を受けたので、苦情品は返品し、払い込み済の金額を返してほしい。

#### 〈措置〉

相談室において、M商事と相談者との話し合いを行ったところ、苦情品は「つけ下げ」としては不良品であること及び相談者との交渉の過程で誠意の足りなかつたことを考慮し、相談者の希望にそつた形で割賦契約を解約し、払い込み済金額(五万六千円)を返金することと解決した。

なお、相談者に対しては何か月間か手元におき着用したものであり、和服の汚染も目立つことから、購入時に別途支払済の仕立て工料(一万二百円)の返金は要求しないこと、M商事に対しては縫製仕上げ時のチェック、販売員教育の充実徹底を要望しました。

近年における商品の販売方法の多様化は著しいものがあります。この種々の販売方法に対して、一般消費者が十分対応することができず、また、その不慣れにつけ込む販売業者も少なくないことから、トラブルの発生も絶ちません。特に、連鎖販売取引(マルチ商法)のように、いわゆるネズミ講式に会員を拡大するシステムが最終的には行きつまるなど、その取引方法自体に悪性が高いものについては、「訪問販売等に関する法律」により、次のような規制が加えられております。

### ① 不当な勧誘行為の禁止

契約前には連鎖販売業の概要を

告げたり、おどしに近い方法をつかたり)についても規制が加えられております。

万が一、不当な勧誘を受けたり、義務づけられている書面を交付されない時は市消費者相談室(☎248566)へご相談下さい。



連鎖販売取引(マルチ商法)にご注意を

記載した書面を、契約を結んだときは遅滞なく契約の内容を示す書面を交付することが業者に義務づけられております。

③ 契約解除の特例  
契約を締結した日を含め十四日間は無条件で契約を解除できます。なお、これらの加盟者保護の規定は商品を店舗等によらないで販売する個人、すなわち商売上の素人たる一般消費者に限定されています。

### ② 書面の交付

万が一、不当な勧誘を受けたり、義務づけられている書面を交付されない時は市消費者相談室(☎248566)へご相談下さい。

あることは認めるが、できること

あることは認めるが、できること



### 先天性股関節脱臼検診

室蘭保健所では、生後三カ月から一才未満の乳児を対象に、先天性股関節脱臼検診を行います。  
 受診希望の方は、往復はがきに住所、保護者名、乳児名、生年月日を記入の上、室蘭保健所(幸町九十一)まで申込み下さい。  
 ▼検診日 七月十三日(水)  
 ▼時間 十時～十一時半  
 ▼定員 五十名  
 ▼料金 六百七十円  
 当日は、母子手帳を持参して下さい。

### 三才児健診

▼検診日 七月十五日(金)  
 ▼会場 労働会館  
 ▼対象 昭和四十九年四、五、六月生まれで、絵柄町から御崎町に居住する幼児。  
 ▼時間 九時三十分～十一時三十分  
 十三時～十四時三十分  
 室蘭保健所から個人通知いたします。  
 (室蘭保健所から)

休日、夜間の急病は、急患診察医、急病センターに  
 お問合せは、医師会テレフォ  
 ンサービス45局4329番



実施日時及び場所 (7月分)

- 1日 祝津地区
  - 4日 東地区
  - 5日 高砂地区
  - 6日 衛生課輪西分室
  - 7日 中島地区
  - 8日 衛生課本輪西分室
  - 11日 衛生課本輪西分室
  - 12日 白鳥台地区
  - 13日 衛生課輪西分室
  - 14日 高砂地区
- 受付時間 10:00～11:30  
 13:00～15:30

#### 〈結核検診〉 無料

- ツ反
- 7月25日 中島地区
- 27日 市役所保健室
- 27日 衛生課輪西分室
- 以上時間 13:00～15:00
- 7月26日 白鳥台地区
- 26日 衛生課本輪西分室
- 以上時間 13:00～14:00

※2日後に判定します。

●レントゲン撮影  
 成人病検診と同じ日時、場所で行います。

#### 〈母親学級〉 無料

- 8月3・10・17・24日
- 会場 室蘭市医師会館
- 時間 13:00～15:30

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申し込み下さい

接種医師 渡辺信彦(日本製鋼所病院医師)

☆予防接種についての禁忌事項

(下記に該当する方は接種できませんのでよくお読みになってから会場へおいで下さい。)

1. 発熱している人又は著しい栄養障害者。
2. 心臓血管系疾患、腎臓疾患又は肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期若しくは増悪期又は活動期にあるもの。
3. 接種液の成分によりアレルギーを呈するおそれがあることが明らかな人。
4. 接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかな人。
5. 接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。

6. 妊婦
7. 急性灰白髄炎(ポリオ生ワク)、麻しん若しくはBCGの予防接種を受けた後1カ月を経過していない人。
8. 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが、不適當な状態にある人。

#### 〈成人病検診〉 無料

対象 市内に居住する30才から64才までの方

- 検診内容
- (1)身長・体重測定
  - (2)血圧測定・検尿
  - (3)保健指導

養育上の問題、家族計画その他について気軽に相談下さい。

#### 〈定時予防接種〉

7月実施分

- 1・29日 市役所保健室
- 1・29日 衛生課輪西分室
- 27日 中島地区
- 以上時間 13:00～14:45
- 5・12日 市役所保健室
- 6・13日 中島地区
- 8・15日 衛生課輪西分室
- 14・28日 白鳥台地区
- 7日 衛生課本輪西分室
- 28日 本輪西地区
- 以上時間 13:00～13:45

#### ◎種目

○3種混合 無料  
 第1期 24月～36月に至る期間に3～8週間の間隔で3回接種。

第2期 前回のあと12カ月～18カ月に至る期間で生後48月までに接種。

○破傷風 有料1回140円  
 1カ月間隔で2回接種  
 翌年追加接種

○日本脳炎 有料1回400円  
 1～2週間間隔で2回、3才～15才までの人に接種。

●日鋼従業員の家族(乳幼児)を対象に下記のとおり、予防接種を行います。

日程 7月6・20日  
 時間 13:00～14:30  
 場所 日本製鋼所病院

2階講堂  
 接種種目 3種混合

#### 〈乳幼児相談〉 無料

- 7月19日 衛生課輪西分室
- 21日 市役所保健室
- 以上時間 9:40～11:00  
 13:00～15:00

#### 7月18日 中島地区

- 20日 衛生課本輪西分室
- 以上時間 13:00～14:30
- 7月22日 白鳥台地区
- 以上時間 13:00～14:00

#### 〈6カ月児検診〉 無料

- 7月26日 中島地区
- 27日 本輪西地区
- 28日 衛生課輪西分室
- 29日 労働会館
- 以上時間 12:30～13:30

対象 昭和52年1月生まれ

の赤ちゃん。  
 ※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。

#### 〈離乳食講習会〉 無料

- 8月1日 衛生課輪西分室
- 時間 13:00～15:00
- 定員 30人

対象 昭和52年4月・5月生まれ

の赤ちゃんをおもちのお母さん。  
 ※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。

#### 〈一般健康相談〉 無料

- 7月11日 衛生課輪西分室
- 白鳥台地区
- 以上時間 10:30～11:30  
 13:00～15:00

※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する

今月は道・市民税第一期の納期です。30日までに納めましょう。